

《 被保険者番号が H から始まる利用者の過誤取下げについて 》

1 過誤取下げの概要

既に国保連に提出した明細書の内容に誤りがあったなどの理由により、提出済みの明細書の内容を訂正したい場合には、まず、健康福祉局生活支援課宛に請求取下依頼を行ったうえで、翌月以降に再度国保連へ請求する必要があります。

請求取下げを行う場合の注意点については、次の通りとなります。

【注意事項】

- ・取下げ可能な介護給付費明細書は、取下げ依頼付月の前月 10 日までに国保連に提出した明細書となります。(当該月に提出した明細書は取下げできません)
- ・返戻、保留扱いとなっている介護給付費明細書については、取下げ処理ができません。
返戻された明細書については、直接、国保連に再請求してください。
- ・返戻されているかどうかについては、国保連から送付される返戻一覧表でご確認ください。
(健康福祉局生活支援課では確認できません)

2 過誤取下げの方法

事務所ごとに別紙：生活支援課用「様式 1 請求取下依頼書（被保険者でない被保護者用）」を記入の上、毎月 1 日から 8 日（当該月が土日、祝日の場合も受け付けます）までに、下記あてに FAX にて送付してください。

送付先：健康福祉局生活支援課 介護扶助担当 F A X : 045-664-0403

【注意事項】

- ・FAX 送信の文章には被保護者の氏名は記載しないでください。
受付後、担当より順次折り返し、内容の確認の電話をかけさせていただきます。
- ・H から始まる被保険者の請求取下げについては、本市の電子申請システムに対応しておりませんので、お手数ですが FAX での取下げ依頼をお願いいたします。

3 再請求について

取下げ実施月の月末に、国保連より「介護給付費過誤決定通知書」が送付されます。
この決定通知書が届いた時点で取下げ処理が完了していますので、取下げ内容を確認の上、正しい内容で国保連に再請求を行うようお願いいたします。

